

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：宮崎県土地改良事業団体連合会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	鳥獣被害防止活動推進事業	鳥獣被害防止活動推進事業(地図情報システム管理及びデータ更新業務)	1,834,800	第167条の2第1項第2号	本事業の委託業務内容は、県土連所有の「水土里ネット地図情報システム」をベースにした鳥獣被害に関する地図情報システムの管理及び侵入防止柵等のデータ更新業務であることから、本事業に必要な全ての条件を満たす受託者は、県土連だけであるため。	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室
2	人・農地プラン業務支援システム構築業務	人・農地プラン業務支援システム構築業務	1,034,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、人・農地プランの情報を、地図情報化することにより、県内市町村における業務支援システムを構築するものである。システム構築にあたっては、多面的機能支払制度や荒廃農地に係る地図情報が格納されている水土里情報システムを活用することが有効である。水土里情報システムを所管する県土連以外に本業務委託を円滑及び適切に遂行できる相手方がいないため。	農政水産部 農業経営支援課
3	土地改良施設等情報集約化事業	システム一元化委託業務	2,915,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、既存の水土里情報システムを活用し、土地改良施設の各種情報を水土里情報システムに一元化することで、今後の施設更新事業の推進や維持管理体制の整備、土地改良区による貸借対照表(複式簿記の導入)の作成等に必要の情報整理を行うものである。水土里情報システムは県土連が保有するとともに、県、市町村、関係団体等で構成される宮崎県水土里情報利活用協議会において水土里情報運用管理規定を定めており、水土里情報システムの運営管理は、県土連が行うこととなっているため。	農政水産部 農村計画課
4	宮崎県農業農村整備計画策定事業	事後評価検証委託業務	1,815,000	第167条の2第1項第2号	本委託業務における事後評価地区については、事業効果の発現状況や施設の管理状況、社会経済情勢の変化等の調査を行い、事業の妥当性及び今後の課題を検証するものである。 県土連は、畑地帯総合整備事業の事業計画策定業務を会員である市町村から数多く受託しており、地理的状況や地域の営農状況を熟知しており、基礎資料や経済効果算定の基礎データ等も整備されている。また、事後評価地区の事業計画も受託しており地区の状況も熟知しているなど、高度な知識を有しているため。	農政水産部 農村計画課
5	産地経営体育成を支える地下かんがい推進事業	農地汎用化推進調査委託業務	3,410,000	第167条の2第1項第2号	本委託業務は、排水不良等により転作困難な農地を汎用化しフル活用を図るため、県内全域を対象とした暗渠排水や地下かんがい(以下、「地下かんがい排水」という。)の要整備量の把握、生産者意向確認、ほ場条件(排水、土壌、産地化)等に関する調査を実施し、実需者ニーズ(導入品目)に応じた営農展開に向けた汎用化の推進に必要な基礎資料、調査情報管理及び図面作成等を行う業務である。 県土連は、水土里情報システムを保有するとともに、排水施設管理図情報、作付け品目情報及び土地改良区の賦課情報や農地区域情報等を把握しており、ほ場整備事業をはじめとする農業農村整備事業の計画樹立に携わっていることから、現地の状況を十分に熟知しており、最も効率的で円滑な業務の遂行が可能であるため。	農政水産部 農村計画課
6	水土里情報システム利用契約	水土里情報システムの利用契約	2,039,400	第167条の2第1項第2号	農地情報や用・排水路、農道等の土地改良施設の情報を一元化して視覚的に地図情報上に示すこと(見える化)ができるのは、水土里情報システムのみであり、水土里情報システムは、県土連会が所有しているため。	農政水産部 農村整備課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
7	中山間ふるさと水と 土保全基金事業委託	農業体験学習や施設 見学会による農業農 村整備事業の啓発	2,679,600	第167条の2第1項 第2号	農地や土地改良施設の有する多面的機能の 良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るた めには、地域住民活動を推進する人材の育成 が必要である。本委託業務は、児童が農地や 土地改良施設の役割を学び、それらの施設を 保全する必要性を啓発・普及することで人材 育成を行うものである。普及活動にあたって は、土地改良施設を管理している土地改良区 等との連携が必要不可欠であり、県土連は、 土地改良区を会員として指導・助言等を行っ ていることから、的確かつ円滑な業務推進が可 能であるため。	農政水産部 農村整備課
8	多面的機能支払交付金 事業支援システムデー タ整備委託	多面的機能支払い交 付金の業務支援シス テムデータ整備	2,420,000	第167条の2第1項 第2号	多面的機能支払交付金の実施に当たって は、農地に関する本交付金を含む様々な関連 施策の筆別情報を一元的に可視化し、効果的 な事業推進や現地確認事務の効率化を図るこ とが必要である。これが可能なシステムは県 土連が所有する水土里情報システムであるた め。	農政水産部 農村整備課
9	農村地域防災減災事 業	全国ため池緊急点検 結果登録委託業務	3,000,800	第167条の2第1項 第2号	本委託業務は、「全国ため池緊急点検」の 堤体、洪水吐及び、取水施設等の点検結果を 今後のため池整備工事の計画に活用するた め、水土里情報システムに登録するものであ る。 県土連は、水土里情報システムを保有する とともに、土地改良施設管理図情報、作付け 品目情報及び土地改良区の賦課情報や農地区 域情報等を把握しており、ほ場整備事業をは じめとする農業農村整備事業の計画樹立に携 わっていることから、県内各地の状況を十分 に熟知しており、最も効率的で円滑な業務の 遂行が可能であるため。	農政水産部 農村整備課
10	農村地域防災減災事 業	浸水想定区域図作成 委託業務	30,481,806	第167条の2第1項 第2号	本委託業務は、防災重点ため池が決壊した 場合を想定し、地理的条件や施設状況を把握 した後、氾濫解析ソフトに条件を与えシミュ レーションを行い、その結果により浸水想定 区域図を作成する業務である。 県土連は、水土里情報システムを保有する とともに、土地改良施設管理図情報、作付け 品目情報及び土地改良区の賦課情報や農地区 域情報等を把握しており、ほ場整備事業をは じめとする農業農村整備事業の計画樹立に携 わっていることから、県内各地の状況を十分 に熟知しており、最も効率的で円滑な業務の 遂行が可能であるため。	農政水産部 農村整備課
11	畜産環境総合整備事 業	機能診断委託業務	5,720,000	第167条の2第1項 第2号	本事業は、施設の劣化状況等の機能診断調 査を実施し、その結果を踏まえて機能保全計 画を策定する業務であるが、県土連は、これ までにコンクリート構造物、各種の電気・機 械設備の機能診断に携わっており、施設の機 能診断業務に関する豊富な経験と知識を有し ており、適正かつ効率的な業務を遂行でき る県内唯一の団体であるため。	農政水産部 畜産振興課
12	現場技術業務 (15件)	県が発注する公共工 事の現場技術業務の 委託	95,214,681	第167条の2第1項 第2号	県土連は、ほ場整備・畑地かんがい事業等 の工事内容をはじめ現場を熟知しており、経 験豊富で幅広い業務実績を有していることか ら、ほ場整備や畑地かんがい工事等について は、当連合会が監督補助を実施することによ り適確かつ効率的に業務を遂行できるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)
13	積算参考資料作成業 務 (61件)	県が発注する公共工 事の積算参考資料の 作成業務の委託	153,437,762	第167条の2第1項 第2号	県土連は、ほ場整備・畑地かんがいの事業 計画策定や基本設計を受託し、地区の工事内 容はもとより現場も熟知していることから、 早期かつ円滑に業務遂行できる。 また、県・市町村とともに標準積算システ ムを利用し、入力作業における信頼性も高 く、質の高い成果品を作成するとともに、確 実なシステムセキュリティと守秘義務が堅持 されている唯一の団体であるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
14	換地業務 (16件)	県営土地改良事業に係る換地処分等に関する業務の委託	75,464,758	第167条の2第1項 第2号	換地業務は、個人情報扱う業務であるが、県土連は、土地改良法に基づき設立された公法人であり、個人情報保護の体制が万全である。さらに、当連合会は、多くの換地士を有しており換地業務を行える県内唯一の団体であるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 西諸県農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)
15	事業計画作成業務 (5件)	土地改良事業計画の作成に係る業務委託	35,674,784	第167条の2第1項 第2号	県土連は土地改良事業のトータルプランナーとして県内各地で多くの業務実績があり、経験豊富で幅広い業務実績を有している。 また、県土連は事業計画策定業務を会員である市町村から受託しており、地理的状況、営農状況及び計画内容を熟知しており、関係機関との連絡調整を含め、効率的、効果的に業務遂行が期待できる。	農政水産部 中部農林振興局 北諸県農林振興局 西諸県農林振興局 東臼杵農林振興局 (農村整備課)
16	計画変更資料作成業務 (6件)	農業農村整備事業の計画変更資料の作成業務の委託	32,835,000	第167条の2第1項 第2号	県土連は、当該地区の事業計画策定業務も受託しており、地区の地理的条件・地域の営農状況など当初計画の内容を熟知し、経済効果算定の基礎データ等も保有しており、また、市町村や土地改良区等との連絡調整も緊密に行うことが可能であり、効果的・効率的に業務が遂行できるため。	農政水産部 北諸県農林振興局 西諸県農林振興局 (農村整備課)
17	設計業務 (11件)	ほ場整備等の基本設計及び実施設計等の業務の委託	123,643,518	第167条の2第1項 第2号	ほ場整備事業などの本業務は、特定の受益者の財産を直接取り扱う業務であり、複雑な権利調整を必要とし、市町村や土地改良区との密な連携など換地業務との一体的な取り組みが必要であることから、県土連は、設計技術者と換地士が連携して対応できる県内唯一の団体であるため。	農政水産部 中部農林振興局 南那珂農林振興局 西諸県農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)
18	施設管理図作成業務 (8件)	施設管理図作成業務の委託	16,911,760	第167条の2第1項 第2号	県土連は、本業務と密接な関係にある「水土里情報利活用促進事業」を県下で実施し、農地情報や水利施設等の情報を集積しており、一貫した体制の下、統一的な管理を実施していることから、効率的な情報整理が期待できることや市町村や土地改良区に対して土地改良施設の管理に関する支援・指導を行っている唯一の団体であり、将来にわたる支援・指導が可能であるため。	農政水産部 中部農林振興局 北諸県農林振興局 西諸県農林振興局 児湯農林振興局 (農村整備課)